

健感発0331第3号

平成23年3月31日

都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



ポリオ生ワクチン2次感染対策事業実施細則の一部改正について
(施行通知)

標記について、「ポリオ生ワクチン2次感染対策事業の実施について」(平成16年3月30日付け健感発第0330004号本職通知)の別紙「ポリオ生ワクチン2次感染対策事業実施細則」を次のように改正するので、貴管下市町村(保健所を設置する市及び特別区を含む。)に対し周知方願いたい。

記

- 1 ポリオ生ワクチン2次感染対策事業実施細則(以下「実施細則」という。)第3の2に規定する医療手当について、通院3日以上の者、入院8日以上の者及び同一月に入通院をした者に支給する額を35,800円から35,700円に、通院3日未満の者及び入院8日未満の者に支給する額を33,800円から33,700円に引き下げる。
- 2 実施細則第4のアに規定する障害児の養育に対する特別手当の額について、1級障害児を養育する者に支給する額を850,800円から847,200円に、2級障害児を養育する者に支給する額を680,400円から678,000円にそれぞれ引き下げる。
- 3 実施細則第4のイに規定する18歳以上の障害者に対する特別手当の額について、1級障害者に支給する額を2,720,400円から2,709,600円に、2級障害者に支給する額を2,175,6



00円から2,167,200円にそれぞれ引き下げる。

4 実施細則第5のイの2(1)に規定する死亡した者が生計維持者でなかつた場合の遺族に対する一時金の額を7,135,200円から7,110,000円に引き下げる。

5 本改正は平成23年4月以降の月分から適用されるものである。